



1990(平成2)年に開館した鳥取県立公文書館。その誕生のきっかけとなったのは、79(昭和54)年に鳥取県史編纂審議会から平林知事に提出された建議「歴史文献史料・公文書の収集保存について」でした。

建議は、個人の家やお寺に残る貴重な文書が散逸の危機にあること、県や役場の行政文書も組織の統廃合や市町村合併で廃棄されてきたことを指摘し、県史収集資料とあわせて、保管期間が過ぎた行政の公文書を収集・保存・管理する一元

歴史の営みを支える場

◆図書館と公文書館の主なちがい

	図書館	公文書館
設置目的	知識へのアクセス、生涯学習、地域文化の継承	記録資料の保存・管理・利用提供、行政の説明責任
所蔵資料	新聞・書籍・雑誌など公開が前提の出版物、郷土資料など	行政機関から引き継いだ歴史的な公文書や寄贈・寄託資料
利用目的	本の貸借、読書、情報収集等	行政の活動記録の確認
検索方法	書棚や目録検索システムで本を探す、レファレンス。	目録で資料を特定し、館内で閲覧。調査相談を行う。
分類	日本十進分類法(多くの図書館で共通)	公文書の作成機関・部署・年度等による館独自の分類
貸出	可能(例外あり)	不可

ところで図書館と公文書館の違いは何でしょう。図書館は誰でも自由に本を借りたり読んだりできる場所。さまざまな知識に触れることができ、興味の幅を広げてくれる大事な学びの場です。

それに対して、公文書館は誰でも自治体が残した重要な記録を読むことができる場所。行政の施策を誰がどのように決定したか、その根拠となったデータは何かを知り、なぜそのような政策判断が行われたかを検証できるのです。

過去の歩みを振り返り、現在の立ち位置を見据えることで、人は未来への一歩が踏み出せるのではないでしょう。公文書館はそうした皆さんの歴史の営みを支える場なのです。

(鳥取県立公文書館長、認証アーキビスト・西村芳将)

的な機構の設置の必要性を訴えるものでした。さらに、当時高まっていた情報公開の機運が開館を後押しします。81(同56)年2月議会での質問が端緒となり、県庁内に情報公開研

究会が発足。88(同63)年3月に都道府県としては23番目となる公文書公開条例が制定され、当館は情報公開の中央公開窓口としても位置付けられたのです(現在、窓口は県庁県民課)。

(月1回掲載)